

対象業種・営業種目について

次の業種・営業種目の契約について、令和5年10月2日（月）以後に公告等が行われる案件から、電子契約を実施していきます。

	実施組織	業種・営業種目
①工事	財務局 契約第一課	① 01道路舗装工事、02橋りょう工事、 03河川工事、04水道施設工事 05下水道施設工事、 06一般土木工事、07建築工事
②工事系委託		② 11建築設計、12土木設計、13設備設計 14測量、15地質調査
物品買入れ等	財務局 契約第二課 総務課 知事部局等の本庁契約事務主管課 (公営企業局、警視庁、東京消防庁除く)	物品(営業種目001～099) ※ただし、各契約事務主管課が認める場合には、 001～099以外の営業種目についても、電子契約対象 案件とすることができる

※ 鑑・約款・仕様書等の契約書を構成する全データが大容量となる50MBを越える案件は対象外

※ 特命随意契約等の非公表案件を含む